

# 若年性認知症サポート通信

令和5年2月発行 NO.7

## 仕事と治療の両立支援について



若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことをいいます。この世代は働き盛りで、社会や家庭で重要な役割を担っています。若年性認知症支援コーディネーターにご相談いただいた中で、就労状況を確認できた人のうち、約60%(R3年度)が就労中もしくは休職中でした。

このような時期の認知症の発症は、仕事の継続が難しくなるだけでなく、退職により家庭でも経済的に困難な状況になる可能性があります。そのため、早期発見・早期対応により可能な限り現在の職場で仕事を継続できることが望ましいといえます。

若年性認知症の方が仕事と治療を両立するためには、企業の疾患への理解、就労体制や適切な支援が欠かせません。しかし、認知症が疑われる、もしくは診断を受けた方に職場でどう対応してよいかわからないという相談をいただくことがあります。

今回は、仕事と治療を両立するための支援についてご紹介します。



### 【職場で気づかれる症状】

#### <記憶力の変化>

- ・もの忘れが目立つ
- ・誤字脱字が目立つ
- ・時間を間違える
- ・同じことを繰り返し話す、尋ねる
- ・新しいことが覚えられない

#### <作業力の変化>

- ・仕事の効率の低下
- ・電話の対応ができない
- ・書類が書けない、資料作成が不十分
- ・伝票に誤りが目立つ、計算を間違える
- ・説明・報告が要領を得ない
- ・計画・段取りがつけられない

#### <性格や行動の変化>

- ・ぼんやりしている
- ・なにか悩んでいる様子
- ・人につっけんどんな態度をとる
- ・落ち着かない



認知症は薬物療法により、病気の進行や症状を緩やかにする効果もあることから、若年性認知症はより一層の早期発見・受診・診断・治療が必要です。日常生活や職場の中でいつもと違う変化に気づくことが、病気の発見につながります。就労中の場合は、家庭生活の中よりも職場で気づかれることも多いです。

職場でも若年性認知症について正しい知識をもち、本人のために受診のきっかけをつくるのが大切です。

参考:働きざかり世代の認知症-仕事と治療を両立するために-(金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域 表 志津子)

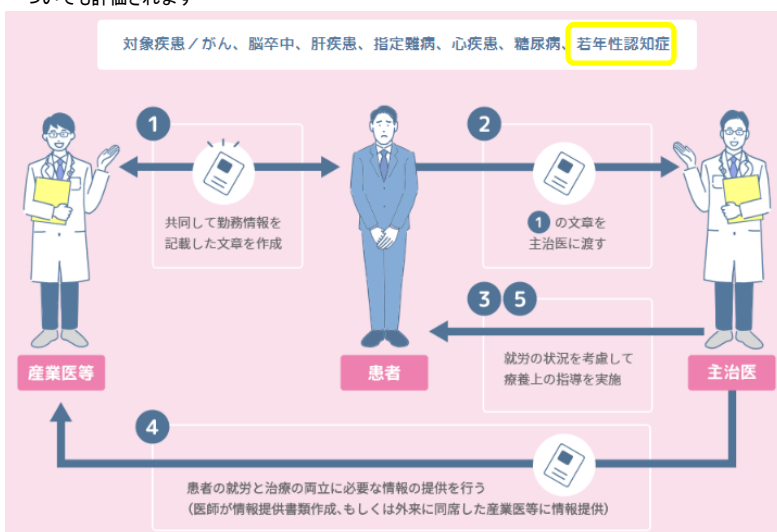
若年性認知症と診断された後、職場では本人の状況を見極め、本人・家族とよく話し合い、上司や同僚など周囲の人の理解を得ながら、仕事内容を決めたり、就労を継続する工夫をすることが望ましいといえます。配置転換・障害者雇用など労働条件の変更し、仕事を続けることもあり得ます。

令和4年度診療報酬改定では、療養・就労両立支援指導料に若年性認知症も追加されました。就労継続の可否、業務の内容、職場で配慮した方がよいことなどについて、主治医に相談することができます。

これからの働き方について、本人・家族を中心に職場、医療機関が情報共有し、力を合わせて考えることができます。かかりつけ医療機関の相談員や若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください。

### 【療養・就労両立支援指導料】

・企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するものです  
・また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価されます



ご存じですか？

## 【精神障害者保健福祉手帳】



精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できる障害者手帳です。該当する疾患で、医療機関に初めてかかった日(初診日)から6ヶ月経過した以後の障害の程度によって、1級から3級までに分けられます。

認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。

これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠で働き続けることが可能となる場合があります。(一般企業では、労働者の2.3%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。また、特殊法人と国・地方公共団体では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%以上となっています。)

申請手続きは、診断書、写真(縦4cm×横3cm)、個人番号がわかる書類(マイナンバーカード、通知カード)などの必要書類を準備し、お住いの市町村の障害福祉担当課(秋田市は秋田市保健所)へ申請します。同時に自立支援医療も申請希望の場合は、精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書で兼ねることができます。申請にあたってまずは、通院中の医療機関へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳は、所得税や住民税などの障害者控除や、バス運賃割引や各種施設の利用料割引が受けられます。受けられるサービスは等級や市町村によっても変わりますので、詳細は申請窓口でお尋ねください。



ご相談ください

## 若年性認知症支援コーディネーターの活用

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症についてのワンストップの相談窓口です。秋田県では秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにコーディネーターを2名配置しています。コーディネーターへのご相談は認知症が疑われる時期から可能です。

診断された後も支援の情報が得られず適切な時期に支援が受けられない「空白の期間」ができてしまわないように、状況に応じてその人に合った、適切で必要な支援の情報を提供します。

コーディネーターはご本人やご家族の求めに応じ、勤め先や医療機関、サービス事業所等の担当者との情報交換し、連携して支援が円滑に行われるよう調整します。

認知症のご本人が望む、自分らしい生活を続けられるよう、ご本人の生活に応じた総合的なコーディネートを目指します。

ご本人やご家族だけでなく、企業、市町村や関係機関からのご相談も受け付けています。

## 若年性認知症リーフレット・ハンドブック

秋田県では、若年性認知症のご本人やご家族への支援として、症状の特徴や家族の対応の注意点、治療しながら働くための制度などを紹介したリーフレット・ハンドブックを作成しています。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能です。ぜひご活用ください。



秋田県健康福祉部  
長寿社会課



## 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<https://yod.akita-rehacen.jp/>

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝祭日は除く)

